

(要領様式第6号)

事業計画書に対する知事意見書

7資第81-2号

令和8(2026)年3月24日

シブキヤ建設株式会社
代表取締役 片桐 俊人 様

長野県知事 阿部 守一

令和7年7月25日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第1項の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	シブキヤ建設株式会社 代表取締役 片桐 俊人 長野県下伊那郡松川町元大島 2715 番地 47
(2) 事業計画の概要	
➤申請の区分 (I)	産業廃棄物処分業の変更許可
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	○廃プラスチック類の破砕施設(※木くず及び繊維くず(廃置に限る。))の破砕施設の一次破砕機を兼ねる。 長野県下伊那郡松川町上片桐 4784 番 2 ○木くず及び繊維くず(廃置に限る。)の破砕施設(※一次破砕機は廃プラスチック類の破砕施設を兼ねる。) 長野県下伊那郡松川町上片桐 4784 番 7 ○ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくず及び陶磁器くずに限り、廃石膏ボードを除く。)の破砕施設 (※既設のがれき類の破砕施設(許可番号: 082106)を兼ねる。) 長野県下伊那郡松川町上片桐 4780 番 1
② 廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設(破砕施設)
③ 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじ	○破砕する廃棄物 廃プラスチック類、木くず、繊維くず(廃置に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートく

<p>ん等が含まれる場合は、その旨を含む。)</p>	<p>ず及び陶磁器くずに限る。)、がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>	
<p>④ 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分 (保管) の用に供される場所の面積及び埋立 (保管) 容量)</p>	<p>○廃プラスチック類の破砕施設 (※木くず及び繊維くず (廃置に限る。)) の破砕施設の一次破砕機を兼ねる。) 長野県下伊那郡松川町上片桐 4784 番 2 150.4 t/日 (18.8t/h : 8 時間稼働)</p> <p>○木くず及び繊維くず (廃置に限る。)) の破砕施設 (※一次破砕機は廃プラスチック類の破砕施設を兼ねる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木くず : 195.2 t/日 (24.4t/h : 8 時間稼働) (破砕機 2 台 : 29.5 t/h、24.4 t/h) ・繊維くず (廃置に限る。): 42.4 t/日 (5.3t/h : 8 時間稼働) (破砕機 2 台 : 6.4 t/h、5.3t/h) <p>○ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (コンクリートくず及び陶磁器くずに関し、廃石膏ボードを除く。)) の破砕施設 (※既設のがれき類の破砕施設 (許可番号 : 082106) を兼ねる。)</p> <p>496 t/日 (62t/h : 8 時間稼働) (破砕機 2 台 : 62 t/h、88.4 t/h)</p>	
<p>⑤変更の概要</p>	<p style="text-align: center;">新</p> <p>○中間処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕する産業廃棄物 <u>廃プラスチック類、木くず、繊維くず (廃置に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (コンクリートくず及び陶磁器くずに限る。)</u>、がれき類 <p>○最終処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定型埋立する産業廃棄物 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) 	<p style="text-align: center;">旧</p> <p>○中間処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (<u>廃石膏ボードに限る。)</u>、がれき類 <p>○最終処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定型埋立する産業廃棄物 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

	(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。)以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。)以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
➤申請の区分(Ⅱ)	産業廃棄物処理施設の設置許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県下伊那郡松川町上片桐4784番2	
② 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号に規定する廃プラスチック類の破砕施設(※木くず及び繊維くず(廃量に限る。))の破砕施設の一次破砕機を兼ねる。)	
③ 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類 特別管理産業廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分(保管)の用に供される場所の面積及び埋立(保管)容量)	150.4 t/日 (18.8 t/h : 8時間稼動)	
➤申請の区分(Ⅲ)	産業廃棄物処理施設の設置許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県下伊那郡松川町上片桐4784番7	
② 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破砕施設(※一次破砕機は廃プラスチック類の破砕施設を兼ねる。)	
③ 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○破砕する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃	195.2 t/日 (24.4 t/h : 8時間稼動) (破砕機 2台 : 29.5 t/h、24.4 t/h)	

棄物の埋立処分（保管）の用に供される場所の面積及び埋立（保管）容量	
-----------------------------------	--

2 知事意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他知事が必要と認める事項についての意見	特にありません。